

大牟田市流域貯留浸透事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、流域治水の考えに基づき、流域での流出抑制を図ることを目的に、民間事業者が自らの施設を活用した雨水の貯留浸透施設の整備に要した費用に対し、予算の範囲内において、大牟田市流域貯留浸透事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において掲げる用語の定義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 流域貯留浸透事業 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日制定）に定められている流域貯留浸透事業をいう。
- (2) 貯留浸透施設 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であって、浸水被害の防止を目的とするものをいう。なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に必要となる施設は除く。
- (3) 流量分担計画 一定の確率の洪水に対する河川と流域との洪水流量の配分の計画をいう。なお、この計画は、河川管理者が流域の地方公共団体等と協議して定める。

(補助対象施設)

第3条 補助の対象となる貯留浸透施設（以下「補助対象施設」という。）は、流域貯留浸透事業として国の事業採択を受けた事業とし、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 大牟田市内を流れる二級河川の流域内において、貯留若しくは浸透又はその両方の機能（以下「貯留・浸透機能」という。）を持つもの。
- (2) 民間の施設又はその敷地において新規に500 m³以上の貯留・浸透機能を持つ構造を設置するもの。又は、民間施設である既設の暫定調整池、池沼又は溜め池を改良する事業で、既存の容量に加えて3,000 m³以上の治水容量を確保するため、掘削、浸透機能の付加、堰堤の嵩上げ等の洪水調節能力の向上又は管理用通路の整備、堤体補強等の管理の適正化を図るために行うもの。
- (3) 当該二級河川の流量分担計画と整合が図られたもの。
- (4) 大牟田市と当該民間施設の管理者で施設に関する維持管理協定等の締結によ

り、貯留・浸透機能を適切に維持・保全できる施設であるもの。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 補助対象施設の所有者若しくは共有者の代表者（次条第1項に規定する共有者の代表者（同条第2項において共有者の代表者とみなされる者を含む。）をいう。）、又は補助対象施設の所有者から同条第1項各号に掲げる事項について委任を受けた者（工事施工業者を除く。）をいう。
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 第8条第1項の各号に掲げる事項について市担当部署と事前協議を済ませ、補助対象工事等の着手予定年度に国の流域貯留浸透事業の採択を受けた者

2 市長は、前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、又は法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。
- (2) 暴力団員が事業主又は役員に就任している法人等であるとき。
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過していないものが事業主又は役員に就任している法人等であるとき。
- (4) 暴力団員が実質的に運営している法人等であるとき。
- (5) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
- (6) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結しているとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているとき。
- (8) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。
- (9) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行う恐れがある組織であるとき。

(共有者の代表者)

第5条 共有の貯留浸透施設について補助金の交付を受けようとする場合は、共有者は、次に掲げる事項について共有者全員から委任を受けた共有者を共有の代表者として選任するものとする。

- (1) 次条に掲げる補助対象工事等の施工に関する事項
- (2) 第8条から第21条までに掲げる内容に関する事項

2 前項の場合において、共有者全員からの委任を受けられず、共有者の一部の者から委任を受けた者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行為の範囲内で共有者の代表者とみなす。

- (1) 共有者の持分の過半数の者から委任を受けた場合 民法（明治29年法律第89号）第252条第1項の管理に関する行為
- (2) 共有者の持分の過半数に満たない者から委任を受けた場合 民法第252条第5項の保存行為

（補助対象工事等）

第6条 補助対象施設を整備するために必要な業務及び工事（以下「補助対象工事等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象施設に係る測量・調査・詳細設計などの業務
- (2) 補助対象施設に係る工事
- (3) 前号に掲げるもののほか、補助対象施設の設置に市長が必要と認めるもの。

2 前項第2号に掲げる工事は、補助対象者が建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業又はとび・土工工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者に請け負わせる工事とする。

3 補助対象工事等は、第9条の補助金交付決定を受けた年度内に完了するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象工事等としない。

- (1) 既に大牟田市流域貯留浸透事業補助金交付要綱（令和7年4月1日施行）に基づく補助金の交付を受けて工事を行った範囲における貯留浸透施設の業務及び工事
- (2) 前号に掲げるもののほか、この要綱に基づき市長等が行った指示等に違反した補助対象者が行う業務及び工事

(補助金の交付及び額)

第7条 市長は、補助対象者が補助対象工事等を実施するときは、これに要する経費(以下「補助対象経費」という。)について、補助金を交付する。ただし、この補助金の額は、国の流域貯留浸透事業及び県の流域治水協働推進事業の補助を受けられるものに限る。

2 補助金の額は、国の事業採択を受けた予算の範囲内において、補助対象経費のうち市長が必要と認める額の6分の5に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

3 市長は、申請された補助対象経費が著しく適正を欠くと認めたときは、市長が適正と認めた額を補助対象経費として補助金の額を決定するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助対象工事等の着手前に、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、市長に申請するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 補助対象施設を整備しようとする土地の土地登記全部事項証明書(申請日前3月以内に発行されたものに限る。未登記の場合にあつては、固定資産税土地台帳の写し又は固定資産税納税通知書の写し)
- (3) 補助対象施設を整備しようとする土地の公図(申請日前3月以内に発行されたものに限る。)
- (4) 概略の施設配置計画図及び容量計算書(第6条第1項第1号に係る申請をする場合)
- (5) 工事施工図(計画平面図、断面図及び構造図)及び容量計算書(第6条第1項第2号に係る申請をする場合)
- (6) 業務委託見積書又は工事見積書の写し(内訳明細の記載があるものに限る。)
- (7) 納税証明書(申請日前3月以内に発行されたものに限る。)
- (8) 補助金の交付を申請しようとする補助対象者と補助対象施設を設置しようとする土地の所有者(共有者を除く。)が同一人でない場合は、工事等施工同意書(様式第2号)
- (9) 第5条第1項に規定する共有者の代表者(同条第2項において共有者の代表者

とみなされる者を含む。)が補助金の交付申請を行う場合は、同条第1項各号の事項に係る委任状

(10) 暴力団排除条項に基づく誓約書兼照会承諾書(様式第3号)

(11) 法人にあっては、現在事項一部証明書(申請日前3月以内に発行されたもので役員区を含むものに限る。)の写し

(12) その他市長が必要と認めた書類

2 市長は、補助対象工事等の目的及び内容により、前項の添付書類のうち必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることができる。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により前条の申請を行った補助対象者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すことができるものとする。

2 前項の規定により付する条件には、補助対象工事等の完了後においても従うべき条件を含むものとする。

(申請の取下げ)

第11条 第9条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、第9条の規定による通知を受領した日から起算して15日以内に申請の取下げをすることができる。

2 補助事業者は、申請の取下げを行う場合は、補助金交付申請取下げ書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(申請内容の変更等)

第12条 補助事業者は、第9条の規定により交付決定を受けた内容を変更、中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ補助金交付申請(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

2 前項の規定による変更の申請には、変更の内容が分かる書類を添付するものとする。

3 市長は、第1項に規定する変更、中止又は廃止の申請を受け、承認した場合は、補助金交付（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第7号）により補助事業者に対して通知するものとし、承認しなかった場合は、補助金交付（変更・中止・廃止）不承認通知書（様式第8号）により補助事業者に対して通知するものとする。

4 補助事業者は、第9条の規定により交付決定を受けた予定期間内に完了することができないと見込まれるときは、工事等完了予定期日変更報告書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

5 市長は、前項に規定する工事等完了予定期日変更報告を受け、承認した場合は、工事等完了予定期日変更承認通知書（様式第10号）により補助事業者に対して通知するものとし、承認しなかった場合は、工事等完了予定期日変更不承認通知書（様式第11号）により補助事業者に対して通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき、又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用すること、又は使用したことが判明したとき。
- (3) 補助金の交付を受け整備した貯留浸透施設を別途締結する維持管理協定書で定める期間内に貯留浸透施設以外の施設に転用したとき。
- (4) 第4条第2項各号及び第6条第4項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (5) 前4号のほか補助対象工事等に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (6) 第11条第2項の規定による申請の取り下げがあったとき。
- (7) その他この要綱又はこの要綱に基づく市長の処分に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、補助金交付取消通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

（状況報告又は調査）

第14条 市長は、必要に応じて補助事業者から補助対象工事等の遂行の状況について、調査又は報告を求めることができる。

(補助対象工事等の遂行等の命令)

第15条 市長は、補助対象工事等が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助対象工事等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 市長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、補助対象工事等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(完了報告書)

第16条 補助事業者は、補助対象工事等が完了したとき（補助対象工事等の廃止の承認を受けたときを除く。）は、工事等完了報告書（様式第13号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 補助対象工事等の完了写真（着工前、竣工、施工状況及び出来形寸法が確認できるもの）、出来形展開図及び出来形寸法に基づく容量計算書

(2) その他市長が特に必要と認める書類

(検査及び補助金の額の確定)

第17条 市長は、前条の規定による完了報告書を受領したときは、補助対象工事等の完了の報告を受けた日から起算して14日以内に関係書類及び現地の検査を実施するものとする。

2 前項の検査の結果、適正であると認める場合は、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第14号）により補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第18条 市長は、前条第1項の規定による検査の結果、補助対象工事等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助対象工事等について、これに適合させるための措置を補助事業者に対して命ずるものとする。

2 前項の規定に従って行う是正のための措置が完了したときは、是正措置の完了を補助対象工事等の完了とみなして前条の規定を準用する。

(補助金の請求及び交付)

第19条 補助事業者は、第17条第2項の規定による補助金の額の確定を受けたときは、補助金の額の確定の通知を受けた日から起算して14日以内に補助金交付請求書（様式第15号）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（工事等代金支払いの報告）

第20条 補助事業者は、施工業者へ工事等代金を支払い完了後、14日以内に工事等代金支払い報告書（様式第16号）により補助対象工事等の代金領収書の写し（内訳明細の記載があるものに限る。）を市長に提出するものとする。

（補助金の返還）

第21条 市長は、第13条に規定する補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書（様式第17号）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。